

石狩市 空き家利活用 促進制度 7月から再募集します

空き家の利活用を支援します！
最高50万円を助成

【受付期間】平成28年7月1日から。この助成は、予算額に達し次第、終了となります。

【制度の目的】

この制度は、市内の空き家を購入して利活用してもらうことにより、地域における新たな交流の場の創出や新たな担い手になっていただき、地域コミュニティの活性化など、空き家がかかえる様々な課題の解消を図るとともに、地域経済の活性化にもつなげていくことを目的としています。

【制度の概要】 -2段階支援-

「定住」または「創業」のため
『市内の空き家を購入する場合』

1件につき 25万円を助成

上記の例において、更に、
『地元事業者等による改修・改築等を実施する場合』

1件につき 更に25万円を助成

売買契約締結後の空き家は助成対象外となりますが、今回の再募集に限り、一部期間の契約(H28.5.10~H28.6.30)については、例外的に申請できる場合がありますので、詳細は下記担当までお問い合わせください。

【制度の内容・条件等】

＜助成金の名称＞ 石狩市空き家利活用促進助成金

＜定住・創業助成＞ **25万円を助成**

●定住(※1)または創業(※2)のため、市内の「**空き家**」を購入(25万円(税抜き)以上)する場合

※1 3年以上居住する場合(個人)

※2 コミュニティ・ビジネス等を3年以上実施する場合(法人、団体等)

＜改修・改築等助成＞ **25万円を追加助成**

●上記の定住・創業助成を受ける場合で、かつ**地元事業者等(※3)**による**改修・改築等を実施**(25万円(税抜き)以上)する場合
(なお、改修・改築等助成のみの申込はできません。)

※3 市内に本店・支店・出張所・営業所等を置く建設事業者・工務店等

＜その他の主な条件＞

- ・外観調査(建設指導課調べ)等により空き家と認められ、50㎡以上で居住実績があること。
- ・空き家の敷地が、国道、道道、市道のいずれかの道路に接していること。
- ・都市計画法その他の法令に適合していること。
- ・空き家の登記簿上の所有者であること(購入後)。
- ・市税等の滞納がないこと。
- ・定住者または法人等の社員等が暴力団員ではないこと。

【問合せ】 くわしくは、下の窓口で御相談ください。

石狩市役所2階 建設指導課 ③番窓口 電話(0133)72-3162

平成28年度の石狩市空き家活用促進助成金（再募集）の申請から交付までの主な流れ

【再募集期間】 H28. 7. 1 ~ 助成金が予算額に達した時点
(※7月からの再募集は10件程度を想定)

空き家の売買契約を締結する前にご申請ください！

平成28年度の再募集に限り、売買契約締結後(平成28年5月10日～平成28年6月30日の期間内に契約を締結された物件のみ)においても申請できる場合があります。

【定住・創業助成の場合】

【定住・創業助成+改修・改築等助成の場合】

